

農林水産関係組合等検査の概要

1 検査の目的

香川県では、農林水産関係組合等が改善すべき課題を的確に把握するため、農業協同組合法、農業保険法、水産業協同組合法、森林組合法及び土地改良法に基づき、組合等の業務及び会計の状況に関し検査を定期的実施しています。

農林水産業の健全な発展に資するために、効果的な個別指導により組合等の正常な事業運営を促進することが目的であるため、検査は法令等の遵守状況(合法性)、事業目的への合致状況(合目的性)及び業務・会計の経済性(合理性)の観点から行っています。

2 令和8年度検査の視点（重点項目）

(1) 農業協同組合

内部統制機能の有効性・適切性(営農経済事業の取組、内部統制の整備)、業務改善命令解除後の継続的取組(内部けん制体制の確立、適正な事務処理体制の確立、マネー・ローンダリング対策にかかる態勢整備、不祥事等未然防止の取組)

(2) 農業共済組合

事業に伴うリスク等(共済の引受・損害評価)管理態勢の適正化、事務リスク等管理態勢の適正化

(3) 漁業協同組合

資産及び負債等の評価の適正化、組合員資格審査の適正化、組合員管理の適正化、役員選出手続の適正化

(4) 森林組合

加入・脱退手続の適正化、経理処理及び労務管理の適正化

(5) 土地改良区(連合)

工事執行体制の適正化、会計経理事務の適正化、事務処理体制の適正化

3 検査の実績と計画

検査対象団体	対象組合数	令和7年度 検査実績組合数	令和8年度 検査計画組合数
農業協同組合	1	1	1
農業共済組合	1	1	1
漁業協同組合	43	10	12
森林組合	7	4	4
土地改良区(連合)	100	53	46

お問い合わせ先: 〒760-8570 香川県高松市番町 4-1-10

香川県農政水産部

(農業協同組合・農業共済組合・漁業協同組合・森林組合)

農政課

TEL 087-832-3398 FAX 087-806-0202

(土地改良区(連合))

土地改良課

TEL 087-832-3436 FAX 087-806-0205